

田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、施設等利用給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいい、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、施設等利用給付認定保護者が支払うべき費用に対し、田原市実費徴収に係る補足給付補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、特定子ども・子育て支援の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所

得割合算額が 77,101 円未満である者

(2) 令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(3) 施設等利用給付認定保護者が現に養育し、又は監護している満 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯の子どものうち、当該世帯の 3 人目以降の施設等利用給付認定子どもがいる者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における食事の提供に要する費用として、補助対象者が負担した経費とする。

(補助金額)

第 4 条 1 月ごとの交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、施設等利用給付認定子どもの別表に規定する補助基準額を合計した額とする。

ただし、食事の提供に要する費用の実費がこれを下回る場合は、当該実費相当額によるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号。以下「申請書等」という。）に主食・副食費内訳証明書（様式第 2 号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出は、食事の提供を受けた次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 第 1 期（4 月から 8 月まで） 当該期間が属する年度の 9 月末日

(2) 第2期（9月から12月まで） 当該期間が属する年度の1月末日

(3) 第3期（1月から3月まで） 当該期間が属する年度の3月末日

（交付決定及び確定通知）

第6条 市長は、申請書等を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定したときは、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付決定書兼補助金額確定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 通知書を受けた申請者は、速やかに田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令、例規及びこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他補助金を支給することが適当でないとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

食 事 の 区 分	算 定 方 法	補 助 基 準 額
主 食 費	日額の場合	300円 / (人・日) × 給食実施日数
	月額の場合	600円 / (人・月)
副 食 費	日額の場合	200円 / (人・日) × 給食実施日数
	月額の場合	4,500円 / (人・月)

備考 この表における「算定方法」は、特定子ども・子育て支援施設等の事業者が食事の提供に要する費用をその利用者から徴収するとした場合の、徴収する際の算定の方法をいう。